

第1章 財政見通しと予算編成方針

1 国の予算の動向

国においては、「平成30年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（概算要求基準）」が平成29年7月に閣議了解され、そのなかで「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2017」（6月閣議決定）を踏まえ、引き続き「経済・財政再生計画」（平成28年度～平成32年度）に沿って、手を緩めることなく本格的な歳入・歳出改革に取り組むとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化している。

また、東日本大震災からの復興対策については、復興のために真に必要な事業を重点化するとともに、必要な事業費及び財源を確実に確保している。

一方、地方財政については、国の取り組みと基調を合わせて歳出の重点化、効率化に取り組むとともに、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額については、平成29年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされた。

2 本市の財政状況

本市の平成28年度決算は、これまで定員適正化や行政改革を着実に推進してきたことなどにより、昨年度に引き続き良好な結果となり、財政調整基金をはじめとした各種基金についても着実に積み増しを行ったところである。また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率については、いずれの指標も国が示す早期健全化基準を大きく下回り、健全な財政状況の維持が図られたところである。

平成30年度の財政見通しについては、市税をはじめとした自主財源の大幅な伸びは期待できず、また、歳入総額に占める割合の最も高い普通交付税は、合併算定替の段階的縮減の3年目（△50%）となることから、政策的に自由に使うことができる一般財源の減少は避けられない状況にある。

一方、歳出においては、市民の安心と生きがいをづくり、産業振興や人口減少対策等を積極的に推進していく中、高齢化等の進行による社会保障関係経費の増加や公共施設等の老朽化による維持・更新経費の増加が見込まれており、さらには、今後の市政発展の礎となる新庁舎建設事業などの大型事業が進捗することから、将来にわたって必要かつ安定した市民サービスを提供していくためには、時代に即した必要な施設や事務事業を見極め、歳入規模に見合った財政規模への転換を図り、より一層健全な財政運営を堅持していくことが求められる。

3 予算編成方針

予算編成にあたっては、これまでの「旭市国土強靱化地域計画」をはじめとした各種主要計画で実施してきた事業の進捗状況を踏まえ、成果や問題点を明らかにし、「旭市総合戦略（平成27年度～平成31年度）」に掲げた諸施策を着実に実施しながら、将来に向けて、より効率的で健全な財政運営が行えるよう、次の基本的な考え方に基づい

て、平成30年度当初予算の編成を行うものとする。

(1) 市民の安全・安心を高める取り組みについて

想定を超える災害でも市民の生命を守るため、津波避難道路や築山の整備など、「旭市国土強靱化地域計画」の目標実現へ向けた重点プログラムの効果的・効率的な取り組み。

(2) 地方創生への取り組みについて

「旭市総合戦略」に掲げる基本目標に基づいた施策・事業の計画的・効率的な取り組み。

特に、地方創生実現に向けた経済活性化対策・雇用対策・人口減少対策・子育て支援などへの取り組み。

また、費用対効果、市民ニーズ等を考慮した公共施設等の保有資産の最適化に向けた取り組み。

(3) 行政改革の推進について

「第3次旭市行政改革アクションプラン（平成27年度～平成33年度）」に掲げる「実行すべき重点戦略」を着実に実施するとともに、特に以下の点に十分留意すること。

- ① 事務事業評価、施策等評価及び事務事業優先度評価の評価結果を踏まえること。
- ② 各種団体への補助金・交付金等について、制度のあり方や効果等を検討すること。
- ③ 使用料・手数料については、住民負担の公平性の確保と受益者負担の原則に基づき、金額及び使用料減免制度の見直しを行うこと。
- ④ 経常経費の縮減や地方交付税措置のない市債発行を極力抑制するなど、将来負担の軽減を図ること。
- ⑤ 連結決算の考え方にに基づき、公営企業を含めすべての会計において、より効率的で、安定的な財政運営が行えるよう収支改善を図ること。
- ⑥ 未利用資産の処分、ふるさと応援寄附金の獲得、基金の計画的な運用など自主財源の確保に努めること。